

5 高監査第124号

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第14条第3項の規定により、高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の一部改正に当たり、あらかじめ下記の事項について意見を求める。

令和6年1月31日

高知県代表監査委員 五百藏 誠一



記

高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の一部改正に関する事項

(1) 一部改正の趣旨

令和4年度からの電子決裁の導入に伴う規定の整理のため、高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程を一部改正するもの。

(2) 一部改正の内容

別添のとおり

監査委員訓令

高知県監査委員訓令第 号

監査委員事務局

高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年 月 日

高知県代表監査委員 五百藏 誠一

高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程（令和2年4月高知県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 電子決裁システム 文書情報システム又は第21条の規定によりその例によることとされる高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号。以下「知事訓令」という。）

第15条第2項第1号に規定するところにより起案した電子公文書の決裁を行うためのプログラムをいう。

(7) 電子決裁 電子決裁システムを利用した決裁をいう。

第10条第1項中「、起案文書」を「、電子決裁システムを利用する方法又は起案文書」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、電子決裁を受ける場合は、この限りでない。

第10条に次の1項を加える。

5 電子決裁を受けた起案文書に係る審査及び決裁の結果は、第21条の規定によりその例によることとされる知事訓令別記第1号様式の2による電子決裁完了票に記録するものとする。

第12条第1項第5号中「高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号。以下「知事訓令」という。）」を「知事訓令」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

高知県監査委員訓令

◎高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程の
一部を改正する訓令

新 旧 対 照 表

新

旧

○高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程（抜粋）

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 電子決裁システム 文書情報システム又は第21条の規定によりその例によることとされる高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号。以下「知事訓令」という。）第15条第2項第1号に規定するところにより起案した電子公文書の決裁を行うためのプログラムをいう。

(7) 電子決裁 電子決裁システムを利用した決裁をいう。

（決裁）

第10条 起案文書により決裁を受けるときは、電子決裁システムを利用する方法又は起案文書の所定の欄に押印若しくは署名をする方法により、順次上司の審査を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 略

3 起案文書で秘密をするもの又は特に重要なものは、担当者又は責任者が携行して審査及び決裁を受けるものとする。ただし、電子決裁を受ける場合は、この限りでない。

4 略

5 電子決裁を受けた起案文書に係る審査及び決裁の結果は、第21条の規定によりその例によることとされる知事訓令別記第1号様式の2による電子決裁完了票に記録するものとする。

（公文書の記号及び番号）

第12条 決裁権者の決裁を受けた公文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な公文書その他文書管理上効率的であると文書管理者が認めるものは、記号及び番号を付さないことができる。

(1)～(4) 略

○高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程（抜粋）

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

（決裁）

第10条 起案文書により決裁を受けるときは、起案文書の所定の欄に押印又は署名をする方法により、順次上司の審査を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 略

3 起案文書で秘密をするもの又は特に重要なものは、担当者又は責任者が携行して審査及び決裁を受けるものとする。

4 略

（公文書の記号及び番号）

第12条 決裁権者の決裁を受けた公文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な公文書その他文書管理上効率的であると文書管理者が認めるものは、記号及び番号を付さないことができる。

(1)～(4) 略

(5) 第21条の規定によりその例によることとされる知事訓令第15条第2項第1号に規定するところにより起案した普通公文書の記号は、年度に相当する数字の次に「高監」を用い、番号は、会計年度ごとに一連の番号を用いること。

2 略

(5) 第21条の規定によりその例によることとされる高知県公文書管理規程(令和元年11月高知県訓令第3号。以下「知事訓令」という。)第15条第2項第1号に規定するところにより起案した普通公文書の記号は、年度に相当する数字の次に「高監」を用い、番号は、会計年度ごとに一連の番号を用いること。

2 略